

仕 様 書

京都市文化市民局元離宮二条城事務所

保存整備（担当：松本直子）

電 話：(075)841-0096

F A X：(075)802-6181

件 名	二条城内環境調査業務委託
契 約 期 間	契約日～令和9年3月31日まで
契 約 条 件	1 概 要 二条城内の「二条城障壁画 展示収蔵館」収蔵エリア内及び「南収蔵庫」の環境調査を行う。 2 業 務 内 容 (1) 作業内容 作業内容は、以下のとおりである。 ア 昆虫相調査 別紙１－１に示す28ポイント及び別紙１－２に示す８ポイントにトラップを設置し、２～４週間後に回収し、トラップの昆虫を同定する。 イ 空中浮遊菌調査 別紙２－１に示す５ポイント及び別紙２－２に示す２ポイントについて、空中浮遊菌の収集を行い、培養検査を行う。 ウ 有機酸・アンモニア調査 別紙３－１に示す５ポイント及び別紙３－２に示す２ポイントについて、検知管方式により、空気中の有機酸・アンモニア濃度を調査する。 エ 温湿度調査 別紙４に示す２ポイントについて、データロガー（T&D社おんどとりJr RTR-507B）を設置し、４週間分の温湿度データを収集し、分析する。なお、データロガーは買い取りとする。 上記の調査結果について報告書を作成し、提出する。

(2) 作業日時

契約締結日から令和9年3月31日までの間で、担当職員と協議の上決定する。

(3) その他

受託者は本業務終了後、報告書及び完了届を作成し提出するものとする。

3 場 所

元離宮二条城（京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地）
二条城障壁画 展示収蔵館、南収蔵庫

4 留 意 事 項

(1) 調査を実施する作業員については、国指定重要文化財を収蔵する施設において同等の作業を行った経験があるものをあてること。なお、上記の条件を満たすことを証明する書類の提出を求める場合がある。

(2) 本業務に伴う全ての経費（納品に係る費用等）は、委託料に含まれるものとする。

(3) 履行に当たっては必ず担当者の指示に従うこと。

(4) 本仕様書に記載のない事項または仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。

5 作業時における共通事項

(1) 作業条件

ア 作業時間

作業時間は、8時45分から16時45分までの時間とする。作業内容の都合等により作業時間を延長する場合、本市職員と協議する。

イ 車両

(ア) 車両は、緑の園駐車場に駐車すること。城内の工事等で駐車位置が変更する場合は、前もって職員から連絡する。

(イ) 車両の入退城は、下記の注意事項を厳守すること。原則として7:30から8:30までは東大手門から入退城し、9:00から18:00までは北大手門から入退城することとする。入退城の際には門付近に常駐する警備員の指示に従うこと。

(ウ) 城内の作業用車両速度は観覧者の有無に関わらず10km/h以下とする。

(エ) 城外周辺道路での車両の駐停車は、交通運行の妨げになることから、厳に慎むこと。

ウ その他

(ア) 作業員が休憩中に城外へ出る際は、元離宮二条城から貸し出す「二条城」の腕章を身に着け入退城を行うこと。「二条

	城」の腕章を身に着けない場合は、再入城を認めない。 (イ)城内の立ち入り禁止地区（柵内）及び建造物内等、作業に関係のない場所への侵入は、厳に慎むこと。 (ウ)城内の備品・電気・ガス等の使用は、その都度、必ず本市職員の許可を受けること。また、使用後は、清掃を行い、元の場所へ返却し、本市職員の確認を受けること。 (2)法令等の遵守 受注者は、業務の履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設業法等に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。 6 委託料の支払い条件 前金払および部分払を行わず、全額を完了後に支払う。 7 その他 再委託は不可とする。
--	---